

7・2 ILO 海上労働条約

2018 年 4 月 23 日～27 日の日程で ILO 本部(ジュネーブ)にて海上労働条約(以下、MLC)で規定された条約改正会議にあたる第 3 回特別三者委員会(Special Tripartite Committee、以下 STC)が開催された。主な議題は船員側が提案した「船員が海賊等に拘束されている期間の賃金の継続支払等」に関する条約規範改正案であったが、協議の結果、船員側改正案の柱とも言えた「(旗国政府が)金銭上の保証を確保しなければならない」とする条項が削除された上で、絶対多数で採択された。

また、「MLC 証書の効力の延長」、「ハラスメント及びいじめ排除に関する指針」を定めた MLC2016 年改正が 2019 年1月 8 日に発効した。我が国でも同日に改正国内法が発効し、一定の事由(定期検査を外国において受検する場合等)がある場合には海上労働証書の有効期間を最大5ヶ月延長することが可能となった。当改正は、2016 年 2 月に開催された第 2 回 STC に於いて、ICS 経由の船協提案として条約改正案を提出し、採択されたもの。この 5 年毎の定期検査に合格した後の 5 ヶ月間の条約証書の効力の延長は、SOLAS 条約証書等で規定されているが、MLC では規定されていなかった。